

一般医療機関向けインフルエンザ診療マニュアル(平成 21 年 5 月版)

大分県医師会

※現段階の通知では、インフルエンザ様疾患があったとしても、症例定義に当てはまらない限り、基本的には季節性のものとして取り扱う。

1.患者から受診前、問い合わせの電話が入ったら。

- ◎新型インフルエンザの可能性（渡航歴、7日以内に大阪・神戸に滞在、濃厚接触）があれば、発熱相談センター・最寄りの保健所への電話相談を勧奨。
- ◎季節性のインフルエンザと思われるが、新型の可能性が否定できない場合
 - ・受診時間の決定（発熱後、早期に受診しても検査でウイルスが検出されない。患者が軽症と判断できれば、発熱後6時間以降が望ましい。経過観察を勧奨。）
 - ・駐車場所の指定(自家用車での来院を勧奨。および家族のものが受付手続きを行い患者は自家用車内で待って、他者との接触をしない方法で診察することを勧奨)。
 - ・「咳エチケット」等の保健指導。
 - ・マスクの着用について説明。

2.インフルエンザが疑わしい患者が受診したら。

- ①他の患者と導線を別にし、別室に入れる。(咳エチケット・マスク着用の徹底)
- ②新型インフルエンザの症例定義に照らし合わせ、合致する場合はすぐに検査せず、最寄りの保健所に連絡を取り、取扱いを協議する。(感染拡大防止のため)
- ③診察に当たっては、サージカルマスクを使用。
(手指衛生を励行。未滅菌手袋・ガウン・ゴーグル・N95マスクは用意できる医療機関で対応していただければよい。)
- ④医師の診察後、簡易検査が必要であれば実施。
(検体はラップ等に鼻をかんでもらい採取すると、飛沫感染の危険が低くなる)
- ⑤陽性であれば、治療開始。
A型陽性であれば、県医師会への報告書を作成。(保健所等への報告は不要。)
- ⑥患者には、解熱後7日間はインフルエンザを人に感染させてしまうので、外出を控えるよう説明。

3.治療

- ・季節性のインフルエンザとして治療を開始するが、タミフル、リレンザ投与がのぞましい。(新型はシンメトレルには耐性)。
- ・インフルエンザ疑いでは季節性のインフルエンザでのタミフル等の投薬は査定の対象。病名を確定し投薬する。予防投与は自費。
- ・疑似症例であっても、医師としての経験からインフルエンザと診断できる場合は、できるだけ早期にタミフルの投薬を実施。
- ・治療期間は5日間。
- ・投与量は、13歳以上については、75mg×2回/日。
- ・アスピリンやアスピリンを含む薬剤(サリチル酸含有製剤)については、Reye症候群の可能性があるので使用禁止。
- ・解熱薬はアセトアミノフェンを使用。ポンタール®、ボルタレン®の使用は禁忌。
- ・妊婦へのタミフルの安全性は証明されていないが(投与のリスクと患者の利益を天秤にかけて判断)、これまで投与によって妊娠への影響や、生まれてきた児への影響は

CDCには報告されていない。

- ・現在、日本国内においては、タミフルの添付文書では「10歳以上の未成年においては、合併症、既往歴等からハイリスク患者と判断される場合を除いては、原則として本剤の使用を差し控えること」とされている。主治医により、投与することのメリットがデメリットを上回ると判断された場合、「本剤により治療が開始された後は、(1)異常行動の発現の恐れがあること、(2)自宅において療養を行う場合、少なくとも2日間、保護者等は患者が一人にならないように配慮すること」等、必要な事項について患者・家族に説明を行う。
- ・小児にタミフルを投与する場合には、
体重当たり：4mg/kg/日 分2
※1歳未満への投与については、安全性が確認されていない。米国においては、
新型インフルエンザの発生を受けて、緊急使用が許可されている。
- ・リレンザについては、4歳以下に対する安全性は確立していない。また、小児に対して適切に吸入投与できると判断された場合にのみ投与すること。

4. その他の感染予防

- ・環境管理については、通常のインフルエンザシーズンにおける通常の清掃、消毒（70v/v%イソプロパノールもしくは消毒用エタノール）で対応。
- ・通常の接触感染、飛沫感染対策を実施する。（院内に咳エチケットポスター等貼付）
- ・有症患者には「咳エチケット」等についての保健指導を行う。
- ・疑いのある患者については、その他の患者とは別室に入れ、部屋から移動する際にはサージカルマスクの装着を指示する。
- ・患者に使用した食器や消毒機器については、石けんでの洗浄で再使用可能。
- ・感染防御具等の使用については、サージカルマスクで対応可。手指衛生を励行し、未滅菌手袋・ガウン・ゴーグル・N95マスクは用意できる医療機関で対応していただければよい。検体採取時が一番危険であるが、患者自身でラップに鼻汁をかませることにより、危険度は下がる。
- ・職員の健康状態については、毎日確認し、発熱性疾患に罹患している恐れがある場合は休職とすることが望ましい。